

平成30年度第1回 北海道障がい者就労支援推進委員会 会議録

日時：平成30年8月28日（火）13:30～15:25

場所：かでる2・7 710会議室

1 開会（13:30）

事務局

- 定刻になりましたので、平成30年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会を開催いたします。

司会を務めさせていただきます私は、北海道保健福祉部障がい者保健福祉課主幹の加藤でございます。

本日は、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。

開会にあたりまして、北海道保健福祉部東障がい者保健福祉課長から御挨拶申し上げます。

2 挨拶

事務局（東課長）

- 北海道保健福祉部 障がい者保健福祉課長の東でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただき、厚くお礼申し上げます。

また、委員の皆様には、本道の障がい施策の推進に当たり、日頃から御理解御協力をいただき、感謝申し上げます。

- さて、昨年度は、当委員会において、第4期障がい者就労支援推進計画を包含する第5期北海道障がい福祉計画の策定に向けた御審議いただき、昨年度末に道議会報告を経て計画が策定されたところでございます。

委員の皆様におかれましては、目標値や各種施策などについて貴重な御意見をいただきましたこと、この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。

- 道では、本年度から32年度までの3カ年、新たに策定されました計画に基づき、福祉関係者はもとより、企業や関係機関の皆様のお協力を得ながら、各種の就労支援施策の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

- 本日は、改選後初めての委員会であるとともに本年度第1回目の開催となりますことから、事務局より、昨年度までの計画の実績や新規計画に基づく工程表の進捗などについて報告させていただきますほか、新たな委員を加えお時間の許す限り、意見交換の時間を設けてございますので、御発言をいただければと考えております。

以上、よろしくようお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

事務局

- ありがとうございます。それでは次に資料の確認をさせていただきます。

次第、出席者名簿、配席図、条例〈抜粋〉、委員名簿、部会設置要領、資料1-1、

1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、2-3、2-4、3、4、5、6-1、6-2、7-1、7-2、8-1、8-2、9、10、11、12、13-1、13-2
また、事前に皆様に御持参いただくようお願いしておりました第5期北海道障がい福祉計画となっております。

資料はお揃いでしょうか。資料の配付漏れ等がございましたら、事務局の方までお声がけいただければと思います。

3 改選に伴う委員の紹介

事務局

○ 資料はお揃いのようなので、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。次第3の「改選に伴う委員の紹介」について、事務局から報告いたします。

○ 6月23日の前委員の任期満了後に委員の改選を行いましたので御報告いたします。

○ まず、改選後初めての開催ですので事務局から各委員を出席者名簿の順に御紹介させていただきます。

○ 今回から委員に御就任いただきました
社会福祉法人札幌会札幌市社会自立センター 飴谷委員です。

飴谷委員

○ よろしくお願ひします。

事務局

○ 引き続き委員に御就任いただきました。北翔大学生涯スポーツ学部健康福祉学科長
梶委員です。

梶委員

○ 梶でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局

○ 名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科教授 小銭委員です。

小銭委員

○ 小銭です。よろしくお願ひいたします。

事務局

○ 今回から委員に御就任いただきました北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科助教
近藤委員です。

近藤委員

○ 近藤です。よろしくお願ひいたします。

事務局

○ 社会福祉法人北海道社会福祉協議会施設経営支援部長 亀川委員です。

亀川委員

○ 亀川でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

○ 北海道社会就労センター協議会副会長 桑原委員です。

桑原委員

○ よろしくお願ひします。

事務局

○ 引き続き委員に御就任いただきました くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターふれんセンター長 高谷委員です。

高谷委員

○ 高谷でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

○ 今回から委員に御就任いただきました北海道商工会連合会総務部参事 岩谷委員です。

岩谷委員

○ 岩谷です。よろしくお願いいたします。

事務局

○ 一般社団法人中小企業診断協会北海道 佐々木委員です。

佐々木委員

○ 佐々木です。よろしくお願いいたします。

事務局

○ 一般社団法人北海道障がい者職親連合会副会長 杉田委員です。

杉田委員

○ 杉田です。よろしくお願いいたします。

事務局

○ 株式会社ほくでんアソシエ代表取締役社長 原田委員です。

原田委員

○ 原田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

○ 一般社団法人北海道中小企業家同友会 横山委員です。

横山委員

○ 横山です。どうぞよろしく願います。

事務局

○ 引き続き委員に御就任いただきました独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道支部北海道障害者職業センター所長 馬場委員です。

馬場委員

○ 馬場でございます。よろしく願います。

事務局

○ 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課企画調整担当課長 中田委員です。

中田委員

○ 中田でございます。どうぞよろしく願います。

事務局

○ 一般社団法人北海道商工会議所連合会総括調査役 安宅委員です。

安宅委員

○ 安宅です。よろしく願います。

事務局

○ 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課長 本間委員です。

本間委員

○ 本間です。どうぞよろしく願います。

事務局

○ 最後に公募枠として今回から御就任いただきました中川委員です。

中川委員

○ 中川みちると申します。どうぞよろしく願います。

事務局

○ 以上でございます。

なお、本日は、石山委員、泉委員につきましては、所用のため欠席されております。

また、本日の委員会ですが、委員19名のうち、2分の1以上の17名の御出席をいただき、北海道障がい者条例第38条に規定する成立要件を満たし、委員会が成立していることを御報告いたします。

4 役員選出等

- 続きまして、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。会長及び副会長の選出後、事務局から部会委員の提案をさせていただきますので、会長にはそこからの進行をお願いしたいと考えているところでございます。
- 会長及び副会長につきましては、北海道障がい者条例第37条に「推進委員会に会長及び副会長を置く」「会長及び副会長は、委員が互選する」と規定されております。委員の皆様から、自薦又は推薦はございませんか。
- もし、御意見がないようであれば、事務局から御提案させていただいてもよろしいでしょうか。

東課長

- それでは事務局の方から御提案させていただきます。中立性を確保するため学識経験者の委員の方をお願いしたいと考えており、会長に名寄市立大学の小銭委員、副会長に前任に引き続きまして、北翔大学の梶委員を提案させていただきますいかがでしょうか。

(拍手)

- ありがとうございます。それでは、会長は小銭委員、副会長は梶委員と決定させていただきます。
- それでは、小銭会長、梶副会長、前の席に移動していただき、一言御挨拶をいただければと思います。

小銭会長

- 御推薦いただきました小銭です。障がい者就労推進ということで皆さんの御審議をぜひよろしく願いいたします。

梶副会長

- 前期に引き続きましてまた副会長ということで命ぜられましたので、会長のサポートをできる限りさせていただきながら、皆様と御一緒に障がい者の就労支援について考えて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

- それでは、以後の進行については、小銭会長をお願いしたいと思います。

小銭会長

- それでは、事務局から進行を引き継がさせていただきます。まず、事務局から部会の委員につきまして、御説明をお願いします。

事務局

- 部会の設置手続きでございますが、条例第39条に基づき、部会長及び部会委員を会長に指名していただくことになっておりますが、事務局といたしましては、会長に部会長を

お願いしたいと考えております。

小銭会長

- ただいま、事務局から説明がありましたが、事務局からの依頼がありましたので、部会長について皆様から異存がなければ私が部会長を務めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

小銭会長

- それでは、私が部会長を務めさせていただきます。
また、部会委員ですが案がございますので、事務局から資料を配付してください。
それでは皆様に案ということで提案させていただきます。まずは、有識者で、当事者でもある泉委員、保健福祉関係者から亀川委員、事業者から佐々木委員、行政機関から馬場委員、公募委員から中川委員を指名させていただきたいと思い、案を提案させていただきます。
また、梶副会長には、副部会長に指名させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

小銭会長

- それでは、皆様方の拍手をもって決定させていただきたいと思えます。

(拍手)

小銭会長

- ありがとうございます。
- すみません。少し戻りまして配布しました案の1設置要綱第3の指定法人の業務を行う者ということで2名の方、中村委員、大泉委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(異議なし)

小銭会長

- それでは、次第3の「報告」ということで事務局から説明してください。

5 報告

- (1) 第5期障がい者就労支援推進計画工程表の進捗状況について
- (2) 事業報告について

事務局

- 北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課主幹の加藤です。

私からは、新たに策定いたしました第2期北海道障がい者基本計画と第5期北海道障がい福祉計画について説明させていただきます。お手元の資料1-1と資料1-2に基づいて説明しますが、委員の皆様事前に御覧いただいた資料も併せて御覧いただければと思います。

- 道では、希望する全ての障がい者が安心して地域で暮らせる社会を実現するため、法に基づいて、2つの計画を策定しています。

一つは、「障害者基本法」に規定されている都道府県障害者計画である「北海道障がい者基本計画」であって、障がい者の施策に関する基本的な計画です。もう一つが、「障害者総合支援法」に基づいた「北海道障がい福祉計画」であり、障害福祉サービスなどを計画的に提供するための実施計画になります。

- 資料1-1を御覧ください。平成30年3月に改訂した第2期北海道障がい者基本計画の概要について説明します。

第2期北海道障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画に位置づけられているものであり、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間としており、平成25年3月に策定したところです。

道では、施行後5年を目途に見直すこととしておりまして、平成29年度が計画の5年目となることから、昨年度、中間見直しを行ったところです。この度の見直しでは、障がいのある人を取り巻く環境の変化と課題として、「障がい」に関する理解の変化、障がい福祉に関する法制度の変革、地域生活希望者の増加、バリアフリーの考え方の普及、情報通信技術、ICTの進展の5つに分け、それぞれの課題の解決に向けたものとなっています。

- 「3 計画の目標と体系」ですが、大きな目標としまして、「希望するすべての障がい者

が安心して地域で暮らせる社会づくり」を掲げ、その目標を達成するための基本的な体系として、一つ目に「地域生活の支援体制の充実」、二つ目に「自立と社会参加の促進」、三つ目に「バリアフリー社会の実現」の3つの体系に分類しております。

- 次の頁ですが、3つの基本的な体系の方向性として、「4の施策の方向と主要施策」とし

て、8つの施策を分野別に分類し、それぞれに主要施策を設定しております。

- 「①生活支援」、「②保健・医療」、「③療育・教育」、「④就労支援」、「⑤社会参加」、

- 「⑥差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「⑦生活環境」、「⑧情報アクセシ

ビリティの向上及び意思疎通支援の充実」の方向性を設定し、それぞれに主要施策を設けております。

- このうち「④就労支援」については、障がいがあっても、地域において、いきいきと働く

ことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃水準の向上や職場定着を促進するために、「道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり」、「一般就労の推進」、「多様な就労の機会の確保・福祉的就労の底上げ」に取り組むこととしております。

なお、その他の分野別の施策の説明については、時間の都合により省略させていただきます。

- 続いて、「5計画の推進等」を御覧ください。計画の推進にあたっては、この後、説明す

る第5期北海道障がい福祉計画をこの基本計画の実施計画と位置づけております。

また、計画の推進管理については、道庁に設置しております「障がい者施策推進審議会」や各振興局に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、実施計画の推進状況の把握・分析・評価などを行い、実効性のある取組の推進に努めていくこととしております。

- 続いて、資料1-2ですが、こちらの資料は、「第5期北海道障がい福祉計画」について、記載しています。計画策定の趣旨については、障がいのある方のライフステージに応じた一体的な取組を進めるため、地域において必要な障害福祉サービス等を提供していくものです。

また、この計画には、今年度から新たに策定が義務付けられた児童福祉法に基づく「北海道障がい児福祉計画」と北海道障がい者条例に基づき策定していた「障がい者就労支援推進計画」を包含したものとなっています。

計画の性格と位置付けですが、先ほど説明しました「第2期北海道障がい者基本計画」の実施計画として策定したもので、障害者総合支援法第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画」として位置付けられております。なお、計画期間については、平成30年度から32年度までの3年間です。

- 続いて、「2計画の推進項目及び施策」についてですが、11の基本方針を定め、この方

針に沿って施策を展開していきます。

具体的には、①の「北海道障がい者条例の施策の推進」としては、条例の目的である障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりのため、相談支援や地域づくりに関する専門的なアドバイスを行う「地域づくりコーディネーター」と道が連携し、市町村が進める相談支援体制づくりなどの取り組みを支援していきます。

- 次に、②の「権利擁護の推進」については、北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別等の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進してまいります。

具体的には、道内14圏域に設置している「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、中立公平な立場で、虐待や差別、暮らしづらさに関する地域の課題等について、当事者や関係者などと協議を行い、解決を図る取り組みを行ってまいります。

- 続いて、③の「地域生活支援体制の充実」については、障がいのある方の地域生活を支援するため、広域的・専門的な相談体制の整備や相談支援の充実など努めてまいります。

- また、④の「意思疎通支援・情報提供の充実」については、障がいのある方のコミュニケ

ーション環境の整備や情報アクセシビリティの向上を図るため、情報通信機器等に関する情報提供などを行うとともに、手話を言語と位置づけて、道民の理解促進や普及啓発を図

り、聴覚障害のある方をはじめ、多くの道民に手話を習得する機会の確保に努めます。

- 続いて、⑤の「サービス提供基盤の整備」については、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の解消に努めてまいります。
- 次に⑥の「障がい児支援の充実」については、障がいのある子どもとその家族への支援が身近な地域で受けられるよう、サービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加などを推進し、障がいのある子どもとその家族に対する、より一層の支援体制の充実を図ります。
- また、⑦の「発達障がいのある人や医療を必要とする人などへの支援」については、発達障がいのある人やその家族を取り巻く環境に配慮して、乳幼児期、学齢期、就労期など一貫した切れ目のない支援を行うとともに、関係機関との連携を促進し、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図ります。
- 次に、⑧「精神保健福祉・医療施策の充実」については、精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- また、⑨の「就労支援施策の充実」については、障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。
具体的には、障がい者の就労を支援していくため、北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」により、企業等において障がいのある方の雇用を推進するとともに、福祉と地場産業との連携による新たな就労の場の創出にも努めてまいります。
- また、授産事業所の収益力向上のため、北海道障がい者条例に基づく指定法人の経営コンサルタントによる個別経営相談や共同受注システムの運営をはじめ、特定随意契約制度の活用による授産製品等を優先発注の取組促進など、受注機会の拡大に取り組んでまいります。
- 続いて、⑩の「人材の育成・確保及びサービスの質の向上」については、障害福祉サービス利用の際の相談や計画策定を担う「相談支援専門員」や、サービス提供の中核を担う「サービス管理責任者」等の養成を行うとともに、サービスの提供に必要な人材確保のため、児童発達支援管理責任者、相談支援従事者の養成研修など、北海道自立支援協議会を活用した研修内容の充実を図り、障害福祉サービス等のサービスの質の向上を図ってまいります。
- また、⑪の「安全確保に備えた地域づくりの推進」については、障がいのある人を含む要配慮者の安全を確保するため、市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常

的に障がいのある方々の安全確保を推進するとともに、道が策定した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」に基づき、障がい特性に配慮した取組が行えるよう、地域での共生による支援体制づくりを進めてまいります。

○ 次に、6の「第5期北海道障がい福祉計画における成果目標」についてですが、障がいのある方の自立を支援する観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点の整備」、「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するために、平成32年度の成果目標を設定しています。この成果目標の設定については、国の基本指針で示す目標値やこれまでの実績等を踏まえ、設定しております。

○ このうち、就労支援に関する部分ですが、「福祉施設から一般就労への移行」については、福祉施設から一般就労した人の人数を目標値として設定しております。

また、このうち、「就労移行支援事業所の利用者数」については、就労移行支援事業所の利用者を目標数値として、「就労移行率が3割以上の事業所の割合」については、就労移行支援事業所を利用したのち、一般就労に移行した方が3割以上となった事業所の割合を目標値として設定しております。

○ 次に、「職場定着率」については、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を目標値としています。

○ その他、各市町村において地域の実情やニーズを把握し、住民の意見などを考慮して設定した障害福祉サービスの必要見込み量を積み上げたものを成果目標達成の活動指標として、設定しています。

○ 以上、計画の概要について説明させていただきました。計画の策定にあたっては、各市町村、各関係団体の皆様をはじめ、多くの皆様から御協力をいただきましたが、今後は計画の推進に努めてまいりますので、よろしく願います。

○ 次に資料1-3と資料1-4により、障害者就業・生活支援センターの見直しについて、現状やこれまでの経過、あるいはこれからについて、お願いを含めまして説明させていただきます。まず、資料1-4の地図を御覧ください。

○ 障害者就業・生活支援センター、通称「ナカポツセンター」は、障がいのある方の就業面

と生活面を一体的に支援を行う機関で、道内では、11箇所設置されています。生活支援に関する業務は道が委託契約を、就業支援に関する業務は国が委託契約を結び、道と国が費用を出し合って、一つのセンターを運営しております。

○ 北海道の障がい保健福祉圏域は21圏域あり、現在、この地図のとおり運営されています。厚生労働省では、1圏域につき1つセンターを設置してほしいという方針があると伺っ

ておりますが、このセンターの設置根拠である障害者雇用促進法では、所管区域や設置義務等の規定がないこともあり、平成21年から11ヶ所の体制となっております。

この地図のように、ひとつのセンターで複数の圏域を担当していただいている所や札幌を含めた石狩圏域のように、石狩市と札幌市北区に2つのセンターを設置している圏域も

あります。

- また、札幌市さんでは、ほぼ同様の機能を持つものとして、札幌市の障害者就業生活相談支援事業で設置されております、4つの施設があります。

私どもも、ナカポツセンターの設置につきましては、北海道労働局や札幌市から御意見を頂戴しておりまして、見直しをしていただきたいというお話をいただいております。

また、本委員会で、今年度スタートした第5期障がい福祉計画の策定に当たり、この11センター体制というのはどうなのだろうかという御議論がございました。

普段から、例えば、郊外のポツセンターは遠隔地への移動が大変であるなどの意見も伺っておりますが、現在のナカポツセンターの配置がどこに課題があるかということについて、少し時間をかけて突き止めていきたいと考えております。

- 資料1-3の「道の対応の方向性」についてですが、これは、厳しい財政事情が続く中、私ども道の内部で考えていることや、私の悩んでいるところでもございますが、まず、道では、これまで16大都道府県障害福祉主管課長会議、これは東京都と政令指定都市を抱える比較的規模の大きい道府県で構成する会議ですが、ここで、以前から国に対し、国費負担による小型センターの設置や指定基準の緩和、実施形態の弾力化などを要望して参ったわけですが、残念ながら、梨の礫状態になっています。

- また、現行計画期間中は、現在の11センターの設置箇所、活動区域でいきますが、次の計画に向けて時間をかけて、活動区域のあり方などを見直すこととしております。

人口集中地区の札幌市内と人口希薄地区を抱える郡部とでは、自ずと抱えてる問題は異なるものと思われまますので、その課題なども整理しながら、関係機関と連携して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

私からは以上です。

- 障がい者保健福祉課の湊です。よろしくお願ひいたします。

私からは、資料2の障がい者就労支援推進計画に基づく工程表について説明させていただきます。座って御説明させていただきます。

- 資料説明の前に、改選後、初めての委員会であることから、まずは工程表についての説明をさせていただきます。

- 前年度までの計画であった第3期障がい者就労支援推進計画及び今年度から就労支援の計画が包含されている第5期北海道障がい福祉計画では、計画に基づいた取組が着実に推進されるよう、計画に掲げる取組について、年次ごとに取組内容及びスケジュール等を定めた工程表を作成しており、道では、道庁関係部局、北海道労働局、北海道障害者職業センターなどに照会し、実施予定の事業や実績などを取りまとめ、工程表として整理しております。

- 計画では、北海道障がい者就労支援推進委員会を活用し、障がいのある人の就労支援の充実に努めるとありまして、道は、その意見を踏まえて、施策の内容や取組方法等の見直しを行い、計画の効率的な推進に努めていくこととしております。

- 本日は、資料2-1の29年度実績の御報告及び資料2-3の30年度の予定について、概要を御説明させていただきます。
なお、資料2-2、4の工程表の全体版の説明については、時間の都合上、割愛させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。
- それでは、資料2-1 工程表概要（平成29年度実績）を御覧ください。表の左側が28年度の実績、右側は今回取りまとめた29年度の実績でございます。28年度実績と対比させておりますが、本日は右側の29年度実績を中心に御説明いたします。
- まず、「I 道民、企業、行政等の応援体制づくり」の「①働く障がい者に対する道民の応援」ですが、上の表の「3 授産事業所や障がい者雇用企業等からの購買促進」では、北海道の条例に基づき、障がい者の就労支援を行う北海道社会福祉協議会によって、商品の価値や魅力を高めるための取組が行われております。
なお、今年度は、6月に行った市場ニーズを把握するためのアンケート調査結果を基に、講師を招き複数事業者が連携した加工食品共同開発を実施しました。共同開発を行った新製品は、開発だけではなく、販売まで繋げることで、授産製品の新たな魅力を持った商品を消費者に届けることができました。
- 次にその下の表、「② 働く障がい者に対する企業・行政の応援」の「4 企業等と連携・協働による就労支援の取組促進」ですが、昨年度、本委員会において評価基準の見直しについて御検討いただき、法改正に伴った障がい者雇用率を2.0%から2.2%への変更等の評価基準の見直しを図りました。
このことについては、後ほど詳細を当課の田中から御説明させていただきます。
- 2ページにまいりまして上の表の「5 企業等への情報提供の充実」ですが、就職が困難な障害者をハローワークの紹介により、トライアル雇用を行う場合に助成する障害者トライアル雇用奨励金の実績を記しております。
なお、平成29年度は決定件数は236件、総支給額は30.1百万円という結果となり、前年度からほぼ横ばいとなりました。
- 次にその下の表の「13 経済団体等へ障がい者雇用の一層の要請」については、28年度に引き続き、企業に対し、訪問や文書により障がい者雇用の要請を行ったほか、法定雇用率が未達成である1,510社に対し、文書要請を実施しております。
- 次にその下の表「6 官公需の発注促進」ですが、指定法人である北海道社会福祉協議会が、「障害者優先調達推進法」に基づき、昨年7月から9月にかけて、調達方針が未策定である市町村を訪問し、共同受注システムの紹介及び製品等のリストの提供などを行い、発注の促進を図っております。
また、未策定である理由は「地域に事業所がない」ですとか、「事業所はあるが、食料品など調達に馴染まない製品である」、「地元企業への配慮が必要である」などが挙げられております。

北海道としましては、引き続き、市町村に対し、会議等を通じて制度を周知して調達方針の策定を促すほか、製品等の一覧を情報提供して需要の増進を図りたいと考えております。

- 3ページにまいりまして、「Ⅱ福祉的就労の底上げ」の「④授産事業所の収益力の向上」についてですが、平成29年度は、指定法人である北海道社会福祉協議会において、社会就労センター施設長・職員研修会を前年度から増設して開催し、88名の方に研修に参加していただいております。

また、下記2つの研修会につきましては、10月のコンプライアンスセミナーが104名となっており、前年同時期に行われた研修は59名でしたので大幅に増加しております。

また、3月の事業所経営セミナーは、101名から126名に増加など両研修ともに参加者数が増加しており、より多くの事業所の職員の資質向上に繋げることができたのではないかと考えております。

- 続いて、「⑤製品等の販路拡大」についてですが、共同受注システムの全国版として、日本セルプセンターと3件の加入が29年度時点ではあり、他県との連携が拡大しており、今後も他県に働きかけを行い、連携を拡大していく予定です。

- 次にその下の表を御覧ください。「Ⅲ一般就労への推進」の「⑥関係機関のネットワークの充実」についてですが、関係機関の連携による一体的な支援として、各圏域に設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、各年度のサービス供給量や市町村障がい福祉計画の推進状況等を分析・評価しており、また、自立支援協議会では、本年度からの計画である第2期北海道障がい者基本計画の改定及び第5期北海道障がい福祉計画の策定について検討しております。

- 次に、4ページを御覧ください。「⑦移行サポート体制の整備」についてですが、障がい者の一般就労への移行促進として、関係機関における職業訓練や専門的支援について記載されております。

表の上から、障害者職業能力開発校に26名が入校、また、精神障がい者の就労支援として、職親となる事業者に通じた社会適応訓練の実施を委託しており、延べ644日の訓練を実施しました。

さらに、難病患者等に対しては、前年度に引き続きハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえた、きめ細やかな就労支援を行っております。

最後に職業準備支援の実施として様々な講習カリキュラム等を通じて、68名の方に支援を行いました。

- 次に、その下の表を御覧ください。「⑧就労支援サービスの質の向上」についてですが、就労支援担当職員等の資質向上のためのセミナーや研修会を開催しており、29年度は就労支援機関・特別支援学校等を対象に22回、大学や医療機関を対象に28回開催されております。

- 続いて、5ページを御覧ください。「⑨障がい者雇用企業への支援」ですが、前年度まで行っていた企画競争型の認定を企業主の利便性に配慮した結果、廃止し、随時受付を行うことといたしました。
- その下の「Ⅳ多様な就労の場の確保」の「⑪地域特性等を活かした就労機会の確保」についてですが、障がい当事者と対等な関係で精神障がい者への相談支援を行うピアサポーター等を対象とした研修が19回開催されております。
また、研修を受けたピアサポーターは、道内17ヶ所の精神障がい者地域生活支援センターに配置され、精神障がいのある方への相談支援に従事しております。
- 続いて、その下の表を御覧ください。「⑫施設外就労、施設外支援等の就労形態の普及促進」についてですが、在宅障がい者に対する就労支援の推進については、29年度からは募集だけではなく、より正確な情報を提供と更なる発注機会の増加を狙い、2月に記載内容の確認依頼及び登録の呼びかけを全事業所へ連絡しております。
- 続きまして、資料2-3 工程表概要（平成30年度予定）について、御説明いたします。
- まず、上の表、「Ⅰ道民、企業、行政等の応援体制づくり」の「①働く障がい者に対する道民の応援」の「2地域ボランティア等による地域活動支援センター等への支援」ですが、昨年に引き続き「北のめぐみ愛食フェア」に参加しており、7月下旬から赤れんが庁舎前庭での障がい者就労カフェを8月21日まで実施しました。また、8月からは庁舎を活用した授産弁当の販売を現在実施中です。今年度も道の施設の積極的な活用を進めたいと考えております。
- 次に下の表の「3授産事業所や障がい者雇用企業等からの購買促進」ですが、指定法人である北海道社会福祉協議会において、授産製品の価値や魅力を高めるために昨年度行った加工食品の共同開発事業に更に事業所を加え、昨年度から製品のブラッシュアップや一般消費者の評価を踏まえた上での、価値を高めたレシピの開発を行う予定です。
- 次に下の表の「②働く障がい者に対する企業・行政の応援」の「4企業等と連携・協働による就労支援の取組促進」ですが、企業認証制度の評価基準及び優遇制度の検証については、今年度以降も引き続きより効果的な制度となるよう評価基準や優遇制度の検証を本委員会等で行って頂きたいと考えておりますので、引き続き制度の御検討について御協力をお願いいたします。
- 続きまして、2ページを御覧ください。「6官公需の発注促進」ですが、指定法人において、29年度に引き続き、優先調達推進法に基づき、調達方針が未策定である市町村に対して授産製品リストの提供と共同受注システムの登録の呼びかけを実施し、発注促進を図る予定でございます。

○ 次にその下の表をを御覧ください。「Ⅲ一般就労の推進」の「⑤移行サポート体制の整備」ですが、関係機関などにおける職業訓練や専門的支援の実施として、30年度は障害者職業能力開発校に26名が入校し、また、高等技術専門学院の函館学院に5名、旭川学院に2名が入校しております。

また、就職等の困難性の高い難病患者等の就労支援について、引き続きハローワークによる障がい特性に応じた就労支援として、難病患者就職サポーターを配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対して就労支援を実施していくこととしております。

さらに、北海道障害者職業センターにおいては、職業準備支援として、適宜、障がい者を対象とし、作業支援や職場適応力の向上のための講義等を実施し、受講者対象者の50%以上の就職を目標としています。

○ 次にその下の表の「⑧職場定着のための支援」ですが、「12関係機関の連携による職場定着」として、今年度も引き続き、道内11の障害者就業・生活支援センターによる生活と就労の一体的な支援を実施するほか、職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用やハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、症状に配慮したカウンセリングや職場実習のコーディネート、就職後のフォローアップなどを実施していく予定でございます。

○ 続きまして、3ページを御覧ください。「Ⅲ多様な就労の機会の確保」の「⑨地域特性等を活かした就労機会の確保」ですが、29年度に引き続き、障がい当事者と対等な関係で相談支援を行うピアサポーター等を対象とした研修会を開催し、就労の場を拡大していく予定でございます。

○ また、その下の表の「⑩施設外就労、施設外支援等の就労形態の普及促進」ですが、「17在宅障がい者に対する就労支援の推進」として全道各地で開催する障害者雇用納付金制度事業主説明会において、制度説明を合計20回以上行う予定。

○ 続いて、下の表を御覧ください。「Ⅳ 福祉的就労の底上げ」の「⑪授産事業所の収益力の向上」ですが、「21魅力ある製品づくりと良質なサービスの提供」として、複数事業所が連携した加工食品共同開発の実施を9月から行う予定です。

○ 最後になりますが、その下の表の「⑫製品等の販路拡大」ですが、「22マッチング機会の拡大と全道域での展開」として、4月に既に「北海道イオン会合同見本市」へ商談のために1事業所が参加し、16品目出展しております。

6月には社会就労センター協議会の研修会場での内需拡大商談会を実施しており、4事業所が参加しております。

工程表につきましては、以上でございます。

○ 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課の上畠です。
私からは、はじめに資料3の平成30年度「障がい者の多様な社会参加促進事業委託業務」について、説明します。

- それでは、資料3の1ページを御覧ください。この事業は、平成29年度から実施しており、障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会を実現するため、障がいのある方の多様な就労の場を確保することを目的としております。
- 取り組みの内容は、障がい者雇用に関心のある企業等を対象に、「障がい者職域開拓コーディネーター」を派遣し、障がいのある方の就労の場の拡大を図り、その職場定着を支援するものです。
- 平成30年度に、コーディネーターを派遣する業種については、
 - ①林業 ②鉱業、採石業、砂利採取業、③不動産業、物品賃貸業、④学術研究、専門・技術サービス業の4分野を予定しています。
- それでは、資料3の2ページを御覧ください。

事業終了後には、昨年度同様、障がい者就労支援機関等を対象とした事例報告会を開催し、事業成果の地域への浸透を図る予定です。

なお、事業の契約期間は、平成30年6月21日から平成31年2月28日までとなっております。委託先は「一般社団法人 北海道総合研究調査会」となっております。
- 続いて、資料3の2ページ目の「6 過去の関連事業」を御覧ください。道では、今年度、実施する「障がい者の多様な社会参加促進事業」を含めて、これまでに障がい者雇用率の低い15分野の業種を対象にモデル事業の構築などを実施し、障がいのある方の就労の場の拡大を図ってまいりました。ここでは、過去の関連事業の取り組みについて、参考に紹介しています。
- (1) 平成26年度「障がい者就農ビジネス人材育成事業」については、障がいのある方の多様な就労の場の確保のため、後ほど改めて説明する「農福連携」の地域モデル構築など、農業分野における「障がい者就農ビジネス人材育成事業」に取り組みました。
- 農業分野におけるモデル地域の取組については、資料3の3ページ上段の一覧表のとおりとなります。
- 次に、資料3の3ページ目の(2)平成27年度「多様なしごとづくり事業」を御覧ください。平成27年度については、障がい者雇用の可能性がある担い手不足の地場産業の掘り起こしのため「多様なしごとづくり事業」を実施しました。

これは、前年度に構築した農福連携モデルを基本に、地場の商工業・観光業などのうち、担い手不足の業種に焦点を当て、障がい者の就労の可能性を掘り起こすもので商工業・観光業などの地域におけるモデル事業を構築するとともに、「障がい者の地場産業での就労事例集」を作成しました。
- 続いて、資料3の4ページ目を御覧ください。平成28年度については、福祉と水産業など地域産業の連携モデルを構築する「障がい者就労の多様な産業創出事業」を実施しました。

この事業も地域におけるモデル事業の構築が柱で、水産業、情報通信業、サービス業について、それぞれモデル事業を構築しました。

- 次に、資料3の4ページの(4)平成29年度「障がい者の多様な社会参加促進事業」についてですが、冒頭に説明したとおり、平成29年度から障がい者の多様な就労の場を創出するため、「障がい者の多様な社会参加促進事業」を実施しています。
- この事業は、先ほども説明したとおり、障がい者雇用に関心のある企業等を対象に「障がい者職域開拓コーディネーター」を派遣し、障がいのある方の就労の場の拡大を図り、その職場定着を支援するものです。
- 平成29年度は、①建設業、②金融業・保険業、③教育・学習支援業、④複合サービス事業の4分野に対して、コーディネーターを派遣しました。コーディネーターを派遣した企業・団体における取組については、資料5ページに掲載しています。
- このように、道では、平成26年度から平成30年度にかけて、障がい者雇用率の低い15分野の業種を対象に、モデル事業の構築や障がい者職域開拓コーディネーターの派遣などの取組を実施し、障がいのある方の就労の場の拡大を図ってまいりました。
- 今後はこれまでの取組結果を踏まえ、福祉と地場産業との連携による障がいのある方の新たな就労の場の創出など、新たな取組を展開していきたいと考えております。
以上で、資料3の説明を終了します。
- 続いて、農業と福祉の連携により障がい者の就労の場を創出する「農福連携」の取組みについて、御説明いたします。
- 資料につきましては、資料4の「農福連携の取組みについて」を使用します。
- 農福連携については、近年、全国的に注目されており、全47都道府県で構成する「農福連携全国都道府県ネットワーク」が昨年、組織され、先月26日には、ここ北海道札幌市において、「農福連携全国都道府県ネットワーク」による、農福連携のさらなる加速化に向けたアピール宣言が発表されました。
また、今月3日には、天皇陛下が御来道され、北海道北広島市にある農福連携の農園を御視察され、大変関心を寄せられたと報道されておりました。
- 本道においては、豊富な農林水産資源を背景として、農業と福祉が連携して障がい者の就労の場を創出する「農福連携」が従来から多くの障がい者福祉施設で取り組まれております。
私どもとしても、早くから「農福連携」の取組に注目しており、平成26年度には、障がい者の就農の好事例や、就農の需要と供給の把握と起業化の検証を行う「障がい者就農ビジネス人材育成事業」を実施するなど、障がい者の多様な就労の場の確保のため、その取組を後押ししてきたところです。
- それでは、資料4の1ページ目を御覧ください。「農福連携」促進のための事業として、昨年度から、農業に取り組む障がい福祉サービス事業所を支援し、障がいのある方の工賃向上を図るため、「農福連携促進事業」に取り組んでいます。
「農福連携促進事業」の具体的な取組については、農業に取り組む障がい福祉サービス事業所の商品認知度や販売技術の向上を図るため、当該事業所の生産物及び加工品を販売するイベント「農福連携マルシェ」を開催するとともに、障がい福祉サービス事業所が、農業を継続的に取り組むに当たっての課題と解決策、農業技術の向上、支援制度等をテーマ

とするセミナーを開催しております。

- これらの事業は、平成29年度から実施しており、平成30年度も引き続き実施します。
なお、平成29年度は、「農福連携マルシェ」・「農業分野における障がい者就労セミナー」とともに札幌市で開催したため、今年度は開催場所を、旭川市で行う予定で「農福連携マルシェ」は、来月9月22日（土）、23日（日）にかけて旭川市の旭川アッシュアトリウムで開催する予定で「農業分野における障がい者就労セミナー」は、平成30年11月8日（木）に同じく旭川市の「旭川市国際会議場」で開催する予定です。
- また、（4）のその他になりますが、道では、平成30年度の新たな取組として、農福連携を道内地域の隅々まで浸透させ、「農福連携」の取組を道内地域で継続して取り組んでいくため、道庁の出先機関で、道内に14箇所ある各振興局において、「農福連携マルシェ」の地域版「農福連携ミニマルシェ」を随時、開催いたします。
これは、各振興局のロビーなど既存施設を有効に活用し、非予算事業で、各振興局の社会福祉課と農務課が連携して実施するもので小規模の「農福連携マルシェ」になります。
- この「農福連携ミニマルシェ」の第一弾として、先月、道庁赤レンガ庁舎前庭で開催された道産食材の産直市「北のめぐみ愛食フェア」会場内においても出店しました。大玉のレタス、大根、ブロッコリーなどが1個100円で販売されるなど大変お買い得で、利用者に大変好評でした。
- 続いて、資料4の2ページ目を御覧ください。この事業の契約期間は、平成30年6月27日から平成30年12月18日までとなっており、この事業の契約の相手方については、「農福連携促進事業委託業務」受託コンソーシアムで、代表者は「一般財団法人 北海道農業企業化研究所」、構成員は「北のめぐみ愛食フェア実行連絡会」になります。
- また、資料4の2ページの「6 過去の関連事業」については、先ほども説明したとおり、平成26年度に農業分野におけるモデル構築を目的とした「障がい者就農ビジネス人材育成事業」を実施するとともに、平成29年度は「工賃向上支援事業」の特別事業として、「農福連携事業」を実施しました。
- 続いて、資料4の2ページ目の下段を御覧ください。ここからは、農政部による「農福連携」の事業紹介になりますが、国・道の関係部局やJAグループなど農業関係者と福祉関係者からなる連絡会議「北海道農業分野農福連携推進連絡会議」が開催されています。今年度の開催日時は未定ですが、昨年度は、2回開催され、それぞれの取組状況や優良事例等の情報を共有し、農福連携の推進に向けた課題などを検討しています。
- 次に、資料4の3ページ目を御覧ください。同じく「農福連携」の農政部における取り組みについてですが、昨年度、農業側と福祉側が、双方の現状や課題などについて説明し、相互理解を醸成するための「農業関係者を対象としたセミナー」が開催されました。
また、農政部では、農業知識が不十分な障がい者福祉施設に対し、農業改良普及センターや指
導農業士、農業団体などが連携して、農業技術の指導についても実施しており、今年度も実施を予定しています。
- このように、道では、障がいのある方が地域で自立した生活を営めるよう、保健福祉部・農政部ともに、農業と福祉の連携により障がい者の就労の場を創出する「農福連携」の取組を推進しておりますので、「北海道障がい者就労支援推進委員会」の委員の皆様にもおかれましては引き続き「農福連携」の推進にお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。
以上で、私からの説明を終了します。

- 続きまして、資料5につきまして説明させていただきます。
- 道では、平成26年度から「障がい者就労カフェ」事業を実施しています。本事業は、赤れんが庁舎前庭を、障害のある方の就労支援に資するカフェとして一定期間提供し、就労訓練及び授産製品の販売を行っていただくものです。
カフェの実施につきましては、昨年同様、当課ホームページの掲載やアクションメルマガ等を通じて広く周知を図りました。今年度のカフェは、7月23日から8月21日まで実施し、売り上げについては現在集計中でございます。
資料5については、以上です。
- 続きまして、資料6の障がい者就労支援研修の実施状況について御報告いたします。
- 北海道では、平成27年度より、障がい者の就労支援に関する研修情報の公表と、就労移行支援事業所を対象とした自己評価制度を実施しております。この取組の目的は、自己評価結果から見えた必要な研修について、関係機関に働きかけ、効果的な研修の実施を促し、就労移行支援事業所のサービスの質的向上を図ることでございます。
- 資料6-1を御覧ください。
こちらは、障がい者の就労支援に関する研修の平成30年度の実施状況について、当課ホームページで公表している資料の概要版でございます。179の市町村、7つの団体・法人、11の障害者就業・生活支援センター、12の大学の合計209の関係機関に対して調査を実施し、回答があった30の研修を取りまとめたものでございます。
照会時期が4月であったことから、内容が未定の項目が見られますが、10月頃に再度、研修の取りまとめを行いますので、その頃は、より詳しい内容で公表できると考えております。
- 続いて資料6-2を御覧ください。
この資料は、先ほどの30の研修を項目別に今年度分についてグラフにまとめたものと過去3年の経過をグラフで表したものでございます。主に3カ年の分析結果を用いて推移を御説明させていただきたいと思っております。と思っております。
- まず、①研修数ですが、回答があった研修数は平成30年は30であり、昨年度の27、一昨年度の19と比較して、増加傾向にあります。
また、実施主体としては、障害者就業・生活支援センターが研修の開催を増やしている一方で、各団体や市町村、大学では、昨年度とあまり変化がない結果となりました。
- 次に、②の実施地域ですが、石狩地方での開催が多く、開催地にやや偏りが見られております。
- 続いて、③の研修方法ですが、講義形式を軸として、演習や意見交換を併せて実施する研修が目立っております。

- また、続いて2ページ目の④対象目安ですが、今回の調査では、誰でも受講できるとした研修が半数以上を占め、次いで、就労支援員向けとした研修が多くなりました。それぞれの回答項目が占める割合は全ての対象目安において昨年度とあまり変わらない結果となりました。
- また、⑤の研修後に受講者に対してどのようなフォローをしているか、については、実施なしと回答した研修の数が昨年度から減少し、アンケートの配布・回収を行い次の開催に反映したり、質問や相談を受け付けるとした研修が多く見られるようになりました。
- 続いて、⑥ですが、事前に申込をしたものの、やむなく欠席された方に対するのフォローについては、実施しないとの回答が多く見られ、資料等の配布は2割程度に留まりました。
- 最後に、3ページを御覧ください。
⑦の研修内容についてですが、過去3カ年の推移を見ると様々なテーマで研修が実施されるようになっていくことがわかりました。
特にグラフ下のカウンセリングの基本、面談手法、コミュニケーションの基本、他社との関係づくり等、対人に係る研修が昨年度から顕著に増加しております。
- 就労支援に関する研修につきましては、10月頃に再度、照会を行いまして、取りまとめ後、適宜必要な研修の実施について関係機関等に働きかけを行っていきたいと考えております。
資料6の報告は以上でございます。
- 続きまして、資料7、自己評価について、御報告します。
まず、自己評価の概要について御説明いたします。
- 自己評価制度につきましては、事業所の自己評価結果を障害者就業・生活支援センターに情報提供し、利用希望者への助言の際や、関係機関との会議の場での任意の活用について、御提案をしているところでございます。
よって、センターが既に独自で調査を行い、事業所の状況を把握している場合は、評価結果そのものの活用というよりは、その調査の基礎資料として活用するケースが多い状況でございます。
- 資料7-2は各センターからの活用事例をとりまとめたもので、センター名等を伏せた一覧を各センターにフィードバックしております。
また、資料7-1はその活用事例の傾向を示した資料でございます、本日は、こちらを用いて、御説明させていただきます。
- 1の活用状況及び3の活用できていない理由を御覧ください。
自己評価結果をどのように活用するかにつきましては、各センターの判断により行っていただき、道は活用例などを例示するに留めているところですが、道内11センターのうち、9のセンターで自己評価結果を何らかの形で活用しており、残る2センターについては、活用する場面であれば活用していたり、独自で別の調査結果を用いていることがわかりました。

- また、2の主な活用事例についてですが、まず、利用希望者への助言としては、相談場面においての本人や家族へのアドバイスや、センターの取組み等の情報把握のひとつの手段とするといった回答が見られ、事業所や関係機関との連携については、相談や会議等で活用するといった回答が多く見られております。
- 最後に、今年度の自己評価についてですが、昨年度の実施率が9割程度であったことを踏まえ、今年度は、取りまとめを行う期間等を検討し、事業所に自己評価制度の重要性を再認識していただき、更に少しでも多くの事業所に実施していただくよう、取り組んでまいりたいと考えております。
資料7についての説明は以上です。
- 引き続き、障がい者保健福祉課の田中から資料8の「平成29年度 障害者就労支援施設等からの調達実績」について御報告いたします。
- 資料8-1は道庁各部局や振興局毎の調達実績、資料8-2は北海道及び道内各市町村などの調達実績となっております。
資料8-2は市町村及び市町村及び独立行政法人の障害者就労支援施設からの優先調達の実績です。
道、市町村、独立行政法人の合計で、1万1,526件、金額で約11億9,7165万円となっております。優先調達推進法が施行された平成25年度以降の実績の傾向としては、年度によって件数の増減はありますが、調達金額については増加している状況です。
- 次に、資料9「北のめぐみ愛食フェアへの福祉枠参加」について、御報告します。
- 道産品販売イベントである、北のめぐみ愛食フェア主催者の御協力により、北のめぐみ愛食フェア赤れんが会場内で、授産製品の販売機会をいただいています。
今年度の参加要件も同様になっております。今年度、新たな取組として、イトーヨーカ堂屯田店での愛食フェアの実施と福祉枠出店の呼びかけがありました。
今年度の出店状況としては、7月に道庁前庭で行われた愛食フェアに3事業所が福祉枠で出店しました。また屯田店にも福祉枠で出店した事業所があったと伺っております。この他、愛食フェアへ出店登録し、赤れんが会場以外でも出店する福祉事業所も3事業所ございます。
- 次に、資料10「授産弁当の庁内販売」について、御報告します。
- 道では、事業者の工賃向上、授産製品の販路拡大や庁舎の有効活用、就労スキルの向上を図るため、事前予約制で授産弁当の庁内販売を実施しています。
平成29年度は、保健福祉部総務課、福祉局の地域福祉課、施設運営指導課、障がい者保健福祉課と過去に授産弁当を購入したことがある部内職員を中心に販売しました。
販売実績としましては、販売期間が、平成29年8月から平成30年2月までの7ヶ月間、参加事業所は4事業所で、販売数量は1,080個でした。
今年度も7月より事業所を募集し、4事業所からの申し込みがあり、8月より販売訓

練を行っています。

- 資料 1 1 の「障がい者就労支援企業認証について」です。障がい者就労支援企業認証制度における認証基準の見直しについては一昨年度より本委員会で見直しを議論いただき、今年 4 月より見直した基準により認証等を行っているところです。
主な改正点としましては企業認証のチラシの中段左側の「認証基準」になります。
- まず、障がい者雇用率が 2.0% から 2.2% に引き上げられたことに併せてこの企業認証に申請する際に 2.2% 以上の企業等に変更しています。
また、「1. 障がい者雇用率 [雇用率 2.7% 以上]」の項目について、これは障がい者雇用率が高いと多くポイントをもらえるというもののなのですが、特例子会社と就労継続支援 A 型事業所は一般企業より障がい者を多く雇用されており、今回の改正でそれぞれ別に基準を定めました。
7 月末現在の認証企業数は 184 件となっております。
私からの説明は以上です。
- 北海道教育庁特別支援教育課の谷垣と申します。
- 皆様には日頃から特別支援学校の生徒の就労支援や進路指導の充実に向けての御理解、御協力いただいておりますことに、この場をお借りして御礼申し上げたいと思えます。
私の方からは特別支援学校高等部卒業生の就職状況や卒後支援の状況等について御説明をさせていただきたいと思えます。
- まず、最初に資料 1 2 を御覧ください。特別支援学校高等部卒業生の就職状況の資料となっております。こちらは昨年度特別支援学校高等部を卒業した生徒の就職状況となっておりますが、昨年度卒業生数 1,060 名に対しまして就職者数は 328 名。一番右に就職率の記載がありますが、就職率は 30.9% となっております。
- その下の方に過去 2 年間の就職状況の記載がございますが、昨年度につきましては、就職率が 30.8% となっており、一昨年度につきましては、一番下でございますが就職率が 26.5% となっておりまして、就職率は年々上昇してきているという状況でございます。
- また、裏面でございます職業教育を行う特別支援学校卒業生の就職状況ですが、冒頭に説明した全体の数値の中から職業学科を置く特別支援学校高等部の状況を抜き出した数値であります。職業学科を置く高等部の特別支援学校におきましては、卒業生数 696 名に対しまして、就職者数が 314 名、一番右の就職率でございますと 45.1% となっております。
こちらの方も年々上昇してきており、昨年度の卒業生につきましては、半数近い生徒が就職をしているという状況になっております。この状況は各学校において現場実習や職場開拓、更には卒業の支援が円滑に行われるように関係の皆様へ御支援をいただいた結果の表れと考えておりまして、改めて御礼を申し上げますとともに引き続き御協力をいただければと思えます。

- 次に2枚目の資料でございます。障がい者雇用を御検討の企業の皆様へとなっている資料でございます。資料には記載がございませんが、道教委では今年の3月に特別支援教育に関する基本的な考え方や具体的な方策等を示す、「特別支援教育に関する基本方針」を策定いたしました。この基本方針の中では、自立と社会参加に関する具体的な方策といたしまして、特別支援学校に在籍し、一般就労を目指す生徒の意欲や能力、障がいの状態等に応じて、企業等の理解を深めるための学校見学会を継続、拡充するほか、国や道と連携した経済団体等への要請活動を継続し、より多くの企業等による雇用の実現に向けた就労支援の充実を図ることとしております。

こうした考えに基づき、この資料にございますとおり今年度は、道の経済部と連携を図りながら職業学科を設置する道央圏知的障害特別支援学校で、昨年度は2校だったのですが、今年度は資料に記載の7校で実施をするということで実施学校を拡大して、企業向けの学校見学会を実施することとしております。こうした機会を通じまして、企業の方々に学校や生徒の実情などについて御理解をいただきながら就職先の確保あるいは新たな就労先の開拓に繋げていきたいと考えております。

- 次の資料でございますが、「特別支援学校の教育活動をサポートしてくださる企業を募集しています」と頭には書いている資料を御覧ください。

就労支援の充実のためには、就労先の安定的な確保と合わせまして、就労後の離職防止に向けた卒後支援の充実が重要と考えており、これまでも取り組んできております、特別支援学校サポート企業の募集といった取組を、従来は道央圏のみの取組としておりましたが、今年度からは全道に広げてまいりたいと考えております。

取組の資料につきましては、北海道労働局や道の経済部にも御協力いただきながら、全道22のハローワーク等に送付するなど、体験実習や就職をサポートしていただける事業主を広く全道から募集しているところでございます。こうした取組についても、引き続き御理解、御協力をいただきたいと考えております。

特別支援学校高等部卒業生の就労、卒後支援の充実を図るためには、継続的な取組が重要と考えております。事業主の皆様等に御理解、御協力を図ってまいりたいと考えておりますので、そのような機会がございましたら当課まで情報提供をお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

小銭会長

- 資料1から資料12にかけて長時間に渡って詳しく説明していただきましたが、各委員の皆様から質問や御意見等、膨大な資料と情報でしたので少し時間をとりますので、何か質問や御意見がありましたら。

高谷委員

- 御説明ありがとうございました。私からは2点あり、1つ目が質問です。

特別支援学校高等部卒業生の就職状況についてです。この中の就職者数の中にA型就労に結びついた方の数が入っているかどうか教えていただきたいです。

事務局

- この就職者数の数字につきましては、一般就職と就労継続支援A型を含めた数値となっております。

高谷委員

○ ありがとうございます。

一般企業への就職者の方とA型の方が入っているとのことですが、A型の方は常にサポートが必要な方たちが雇用契約を結んだ就労ということだと思うのですが、それを分けて教えていただくと卒業生の何割の方が常にサポートが必要とした上で雇用契約が図れている等が分かると思いますので、教えていただければありがたいです。

事務局

○ 数字は把握しているのですが、今この場で正確な数字を持ち合わせていないため、後日委員の皆様には何らかの形で情報提供させていただければと考えております。

桑原委員

○ A型を含めた数字という訳なのですが、正規なのか非正規なのか、また、パートなのか常勤なのかといった詳細が数字として出てこない。かなり条件の悪い形で就職し、すぐ離職に繋がるといったことも実態としてあるのかなと思います。

また、他の数字もそうなのですが、就職が100人、200人等と報告されていますが、その中身が分からないといったところがあります。

その他にも、1年後、2年後の離職率のようなデータがあれば、その後にも繋がるかなと思うのでぜひそういった数字を出してもらえればと思います。

事務局

○ 先ほどのものと併せてどこまで我々も提供できるかなどありますが、できる限り御提供させていただきたいと考えております。

桑原委員

○ 学校ばかりではなく、ハローワーク等も含めてその数字があればいいなと思います。

小銭会長

○ それでは高谷委員の2つ目の意見をお願いします。

高谷委員

○ 私は先ほど説明がありました資料1-3 障害者就業・生活支援センターに務めております。今回まず、この委員会の中で障害者就業・生活支援センターについて検討していただきとなったことに感謝申し上げます。

また、資料に「法的根拠がない」という記載がありました。たしかに雇用促進法等の中に各福祉圏域に1つ設置するということが明記されていないかと思います。

ただ、記憶が間違いでなければ厚生労働省でですね、各福祉圏域に1箇所設置をすることとするといったような文言が記載されている資料が厚生労働省の方に掲示されていたかと思います。

また、現在日本全国の福祉圏域は354圏域だったと記憶しております。現在就業・生活支援センターは平成30年の4月の段階で334箇所。各福祉圏域のうち設置されていない箇所は20箇所になっております。そのうちの10箇所がこの北海道になっているという現状が一つあるといったことを説明させていただきたいと思いました。

就業・生活支援センターが北海道の計画で平成21年度にそれまでは5箇所設置だったところが今の11箇所設置になった経緯があったかと思います。その時にたしかネットワーク事業等で就業・生活支援センターと今の各圏域の方たちが集まり、就業・生活

支援センターについて検討してきた時期がございます。約1年間何回か集まって就業・生活支援センターの取組や各地域の課題等を話し合った後に11センターが設置されたと記憶しております。

せっかくこの計画の中に就業・生活支援センターの設置について検討して下さるということになっておりますので、ぜひ11センターと道と労働局と職業センターを交えた中で意見交換をもてるような場を設置していただきたいというお願いです。

併せて、本日部会の方も承認されたかと思えます。部会の中でもこの就業・生活支援センターを北海道の中でどういう風にしていくのが良いのかというのを議題としていただきたいなと思って発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

事務局

○ 障害者就業・生活支援センターの件でございますが、今回の計画を立てるときにも御審議いただきまして、次の3年後の計画に向けて更に話し合って検討していきたいと思えます。まだ私どもも人口集中地域の都府県ではどの様に行われているのかですとか、逆に離島等交通困難地域抱えている圏域ではどのように運営されているのかですとか、情報ももっと集めたいと思えます。

また、一方で通常の業務の時にいくつかのセンターを回らせていただきまして、それぞれの事情が異なる部分もございますので、その点も加味しながら検討していければと思えます。

小銭会長

○ 高谷委員からの御指摘もありましたようにナカポツという障害者就業・生活支援センターにつきまして、道の圏域においては、北海道は4つの県くらいの範囲があるということで人材も距離も対象の支援をする仕事の上でも大変苦勞している。

また、当事者の方々も苦勞しているし、対応している関係者の方々も苦勞している中で、道も苦勞されているとは思いますが、ぜひ今の御意見を参考に近いうちに部会も含めて取り上げていただきたいと思えます。

○ また、先ほどもありましたように就職の正規、非正規や離職のことにつきましても統計をきちんと見たいという御意見もありましたのでよろしくお願いいたします。

他に1～12の報告に対して意見や質問はありますか。

佐々木委員

○ 資料3「障がい者の多様な社会参加促進事業委託業務」でもう少し知りたいと思ったのが、職域開拓コーディネーターというのがイメージが湧きづらいと思えました。

具体的にどういう実績がある人なのかというのと、実施分野の中で業務分野、林業、鉱業、採石、砂利は結構重労働で危険かなという気もしたのですが、その辺を知りたいと思えました。

事務局

○ 職域開拓コーディネーターですが、従来からこちらの事業については、一般社団法人北海道総合研究調査会にお願いしておりまして、その中で適した職員にコーディネーターとして動いてもらっています。

○ 今回はその林業、鉱業等となっているのですが、平成26年度に農業から始まり、商工

業、観光業と続いてきて、今回最終年度ということでこれは残りの業種ということになっています。この残りの業種というのが一番難しく、可能であればこの業種から就労に結びつけられれば非常に良いのですが、結果がどうなるのかというのは現時点では分からない状況と御理解して頂ければと思います。

小銭会長

○ このことについて、職親会の杉田委員何かありますか。

杉田委員

○ 私たち職親会は道内に18箇所あります。職親会というのは事業主の会です。事業主として仕事や技術の向上のために色々している会なのです。その中には、建築業、土木業、それから印刷業、商店だとかいろいろな業種が入ってます。職親会とは産みの親であり、育ての親なんです。それと職業の親なのです。職親会は、障がいのある方を積極的に受け入れている事業主を中心として組織している団体なんです。

事業主の立場で言いますと、障がいのある方の雇用は福祉ではありません。働く意識と可能性のある限り、大切な人材なんです。今、本当に人が足りないというのを聞くのですが、うちは障がいのある方3人を雇用しています。障がいのある方がいると会社が明るくなります。正直で真面目に一生懸命働くんです。ずるもしません。素直に働いて、一生懸命にやっている子どもたちなんです。

私は思っていることがあるのですが、中国とか外国からどんどん人を入れていきますよね。障がいのある方を施設にいれないで、外に出す。事業主もたくさん居ますから。我々職親会は、全道18箇所にありますけども、皆子どもたちは素直で、純粋でやっぱり一生懸命汗かいて働いています。そういう子どもたちをもっともっとですね、雇用に結びつけることを今のこの機会に皆さんにお願いしたいんです。もっともっと役立ちます。もっともっと働いていただけます。働いて税金も払う。そういった社会に貢献する楽しみを色々な会社でも行って、その子のために地域のためにいろんな事を考えて会社をやってもらいます。障がいのある方の芽を摘まないで、もっともっと表に出すことをですね、行政の方にもお願いしたいと思います。

我々は、いつでも両手を広げて障害のある方を雇用するために待っています。訓練します。私は日高地方の職親会の会長でもありますが、今私の会に80社います。だからその中でも色々連携をとれるんです。子どもたちをひとりぼっちにさせない。私たちが障がいのある方々から相談を受けて、他の事業主に繋いでいくっていう役割を何人もしています。障害のある方は一般企業で働けるんです。それを本当に皆さんに理解していただきたい。

小銭会長

○ 他に質問や御意見等いかがでしょうか。

桑原委員

○ 今回、農福連携のことが色々な資料に載っているんですけど、私は就労関係の団体でいつも話を聞くのですが、こういう単発の事業も大事なんですけど、冬場の問題の研究だとかそういう取組はどこもやってくれない。だから夏のことばかりになっている。

皆そこに踏み込めないのは、結局夏に仕事があってもその仕事は冬になったら無くなるので、じゃあ冬何やろうかっていうところでまた探さなければならなくなる。

うまく夏と冬に連携した取組ができるようにして欲しい。例えば、芽室の加工の事業

所で、夏場は仕事でじゃがいもを獲って、その加工とかを冬場にやるといった仕事がある。その様に通年で仕事が流れる仕組みもあるので、夏のことだけじゃなくて、ぜひ冬の取組の研究であったりとか、企業さんとのマッチングなんかをする努力をしてもらえればなという風に思っている。もっと取組みたいといった事業所もありますし、結構色んな事業所は仕事なくて困っているっていうのもたくさんありますので、ぜひ冬のことをやってもらえればと。

小銭会長

○ この北海道ならではの長い冬期間のその時の事業内容だとか仕事自体の開拓ということもという御指摘ありがとうございます。働く場というだけでなく、仕事自体の創出とかも必要なんじゃないかなということで御指摘ありがとうございます。

○ それでは、次の議題に進ませていただきます。

次第6の「審議」事項の「北海道障がい者就労支援推進委員会部会設置要領の改正」についてということで、事務局から説明してください。

事務局

○ 資料13-1を御覧いただければと思います。こちらは事務局からの改正案なのですが、具体的にどこを改正するかと申し上げますと協議事項の部分におきまして、左が改正案、右が現行案となっておりますが、現行は「北海道働く障がい者応援プラン・第三章」の推進についてということで記載がございます。こちら第三章というのは、平成29年度までの推進計画内でのプランでございまして、今期、平成30年度からは「第5期北海道障がい福祉計画」に変わりがしまして、その中では「北海道働く障がい者応援プラン・第四章」の推進についてというところで記載がございます。そのため、事務局いたしましたしましては、第三章から第四章に変えてということで部会設置要領を改正いただければと思います。

それに伴いまして、附則としましてこの要領についてももし本日御承認いただければ本日から施行という形にさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。

小銭会長

○ 事務局から「北海道障がい者就労支援推進委員会部会設置要領の改正」について、説明がありました。

各委員の皆様から質問や意見などございますか。

(なし)

○ では特に御意見がないということで、了解されたということで事務局案のとおり改正でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ それでは事務局案のとおり改正するというので本日をもって施行するということですのでよろしくお願いたします。

- では続きまして、次第7の「その他」ということで各委員の皆様から何かございますか。

本間委員

- 北海道労働局の本間でございます。私の方から精神・発達障害者しごとサポーターの養成講座について少しお話しさせていただきたいんですが、まずお話しする前に昨今新聞、ニュース等で雇用率の問題でお騒がせしておりまして、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

北海道労働局におきましては、特に問題ないと確認しておりますが、引き続き全道の雇用率の正確な確認とともに引き続き障がい者の雇用の拡大にも努めていきたいと思っておりますので、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

また、障害者就業・生活支援センターの関係ですが、私どもも委託をさせていただいております、11箇所を毎年回らせていただいておりますが、やはり範囲が広すぎて非常に業務がづらいという声も聞いております。私どももぜひ何とかできるような取組を皆様と考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 最後に精神・発達障害者しごとサポーター養成講座でございますけれど、昨今、精神障害者の求職申し込みというのが非常に多くなってきておりまして、特に平成29年度の就職件数の中で精神障害者の数というのは全体の半数ぐらいを占めるほどということになっております。

特に平成29年度は、統計以来最高の数という就職件数にもなっておりますが、やはり定着率が非常に低くなっており、何故やめるのかというと人間関係がうまくいかないっていった理由が多くを占めております。そこで、精神障害者や発達障害者の方の特性を一緒に働いている従業員の方々によく理解していただいて、職場における応援者になっていただこうといったことで昨年度からこの養成講座というのを始めております。

平成29年度は、全道で505人の養成を行っております、今年度は1270人を目標に始まっているところですが、昨日第1合同庁舎のほうで第1回目を開催したところで大体120名ほど参加していただいております。

今後も札幌で12月と後2月か3月の2回ほど開催する予定であり、他にも函館、旭川、帯広等でも開催する予定としているところです。ホームページ等に掲載をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんにも周知していただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これに併せて、出前講座というのも実施しております、直接企業の方に出向いてこの講座を開いているということもございまして、そういうところもぜひ周知していただければと思っております。

私の方からは以上となります。

小銭会長

- 他に今日来られている委員の皆様から何かございますか。

杉田委員

- 北海道労働局の本間さんにちょっとお願いしたいことなのですが、障がい者の雇用率が全国も北海道も増えているということなんです。これを我々職親会が色々な観点から色々調べさせてもらってますけど、これ実はA型の事業所なんです。A型の事業所で雇用して

いる関係で色々増加するという事は、企業への一般就労ではないと思っています。我々事業主が失業保険や社会保険とか色々かけて雇用する。それが本当の雇用なんです。

それと、雇用の仕方の制度をもう少し切り替えていただければ雇用は増えない。障がいのある方を雇用する経験がない事業主からすると使い方が分からないのではないかと思います。我々のように何年もやっていれば、雇用してから色々な事を研究していますから分かっているんですが、障がいのある方を雇用した経験がない事業主は分からない。ただ使えばいいと思っている。子どもなら教えれば普通より倍かかります。覚えるまで時間かかるんです。覚えちゃうものになるけれども。それまで事業主が我慢できるかどうか。そこまで努力して雇用に結びつけようとしないと結びつかないんですよ。国の制度はどうも使いにくい。雇用しにくい。結局雇用は生まれません。調べて見たら分かると思うんですけどもA型の事業所がどんどん増えていく。だからその分北海道の障がい者雇用率は増えているのですが、地元の一般企業で障がいのある方を雇用しているところはあまりないです。

あと、養護学校に足繁く通っているんですけども、一般就労に向いている子もいます。最近ケーキ屋さんに務めた子なんですけれど、とってもまじめで良い、休まない。事業主も雇って良かったと凄く喜んでます。そういう子どもたちも結構いるので、これを学校教育の関係者の方に本当に分かって欲しいと思っています。

小銭会長

○ 道の方でも事業主の皆さんに理解を深めるというようなことが進められているとのことです。また、そういう実体験も含めまして、今更に深めているところですので、ぜひそういうところにも関心を深めてぜひ皆様とこの委員会でも考えられれば良いかなと思っています。ありがとうございます。

○ 最後に、事務局からお願いします。

事務局

○ 長時間に渡りありがとうございました。

次回の委員会でございますが、後日、日程調整を行いまして、改めて御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

小銭会長

○ それでは本日ですね全ての議題が終了いたしました。

○ これで、平成30年度 第1北海道障がい者就労支援推進委員会を終了します。

大変みなさまお疲れ様でした。

6 閉会（15：25）

しゅつせきいん
 <出席委員>

ほっかいどうしょう しやしゅうろうしえんすいしんいんかいいん
 【北海道障がい者就労支援推進委員会委員】

かいちょう 会長	こぜに 小銭	ひさこ 寿子	なよろしりつだいがくほけんふくしがくぶ きょうじゆ 名寄市立大学保健福祉学部 教授
ふくかいちょう 副会長	かじ 梶	はるみ 晴美	ほくしょうだいがくしょうがいすぼ ー つ がくぶ けんこうふくしがつかちょう 北翔大学生涯スポーツ学部 健康福祉学科長
	あめや 飴谷	ゆか 由香	しゃかいふくしほうじんさつおやかい さつぼろししゃかいじりつせんたー じゅうぎょういん 社会福祉法人札親会 札幌市社会自立センター 従業員
	こんどう 近藤	なおや 尚也	ほっかいどういりょうだいがくかんごふくしがくぶりんしょうふくしがつか じよきょう 北海道医療大学看護福祉学部 臨床福祉学科 助教
	かめかわ 亀川	よしのぶ 義信	しゃかいふくしほうじん ほっかいどうしゃかいふくしきょうぎかいしせつけいえいしえんぶちょう 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会施設経営支援部長 ほっかいどうしょう しやしゅうろうしえんせんたーしよちょう (北海道障がい者就労支援センター所長)
	くわはら 桑原	たかとし 隆俊	ほっかいどうしゃかいしゅうろうせんたーきょうぎかい ふくかいちょう 北海道社会就労センター協議会 副会長 しゃかいふくしほうじんこうせいきょうかい じょうむりじ (社会福祉法人厚生協会 常務理事)
	たかや 高谷	さふみ さふみ	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん せんとーちよう センター長
	あたたか 安宅	じゆんこ 順子	いっばんしゃだんほうじんほっかいどうしょうこうかいぎしよれんごうかい そうかつちようさやく 一般社団法人北海道商工会議所連合会 総括調査役
	いわたに 岩谷	あきよし 晃好	ほっかいどうしょうこうかいはれんごうかい そうむぶさんじ 北海道商工会連合会 総務部参事
	はらだ 原田	のりあき 憲朗	かぶしきがいは あそしえ だいひょうとりしまりやくしやちょう 株式会社ほくでんアソシエ 代表取締役社長
	ささき 佐々木	けいいち 恵一	いっばんしゃだんほうじんちゅうしょうきぎょうしんだんきょうかいほっかいどう 一般社団法人中小企業診断協会北海道
	すぎた 杉田	きよし 清	いっばんしゃだんほうじんほっかいどうしょう しやしよくおやれんごうかい ふくかいちょう 一般社団法人北海道障がい者職親連合会 副会長
	よこやま 横山	としあき 敏章	いっばんしゃだんほうじん ほっかいどうちゅうしょうきぎょうかどうゆうかいさつぼろしぶ 一般社団法人 北海道中小企業家同友会札幌支部 しょう しやもんだいいんかいいん 障がい者問題委員会委員
	なかだ 中田	こうたろう 光太郎	さつぼろしほけんふくしきょくしょう ほけんふくしぶしょう ふくしか 札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 きかくちようせいたんとうかちよう 企画調整担当課長
	ほんま 本間	のぶひろ 信弘	こうせいろうどうしょうほっかいどうろうどうきょくしよくぎょうあんていぶ しよくぎょうたいさくかちよう 厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長
	ばば 馬場	まさみち 正充	どくりつぎょうせいほうじんこうれい しょうがい きゅうしよくしやこようしえんきこう 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 ほっかいどうしぶ ほっかいどうしょうがいしやしよくぎょう しよちょう 北海道支部 北海道障害者職業センター所長
	なかがわ 中川	みちる みちる	